

# 匝瑳市議会平成18年9月定例会議事日程（第15日）

9月15日（金曜日）午前10時開議

- 1 開 議
- 2 付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告
- 3 委員長報告に対する質疑
- 4 議案（第1号－第11号）に対する討論
- 5 議案（第1号－第11号）の採決
- 6 発議案（第1号）の上程－採決  
発議案第1号 北朝鮮のミサイル発射に強く抗議する決議について
- 7 匝瑳市農業委員会委員の推薦について
- 8 閉 会

---

## 出席議員（38名）

議 長	及 川 新三郎 君	副議長	熱 田 一 一 君
1 番	越 川 竹 晴 君	2 番	小 川 博 之 君
3 番	石 田 加 代 君	4 番	浅 野 勝 義 君
5 番	栗 田 剛 一 君	6 番	川 口 明 和 君
7 番	椎 名 嘉 寛 君	8 番	江波戸 友 美 君
9 番	苅 谷 進 一 君	10 番	田 村 明 美 君
11 番	及 川 重 幸 君	12 番	佐 藤 悟 君
14 番	佐 瀬 公 夫 君	15 番	小 川 昌 勝 君
16 番	大 木 輝 久 君	17 番	浪 川 茂 夫 君
18 番	鶴之沢 孝 夫 君	19 番	行 木 新太郎 君
20 番	林 芙 士 夫 君	21 番	佐 藤 浩 巳 君
22 番	安 藤 新 一 君	23 番	佐 藤 正 雄 君
24 番	岩 井 孝 寛 君	25 番	石 田 勝 一 君
26 番	及 川 重 良 君	27 番	山 崎 剛 君
29 番	熱 田 孝 雄 君	30 番	伊 東 孝 君

31番	石毛好郎君	32番	行木勲君
33番	平野四郎君	34番	鈴木莊右君
35番	林日出男君	36番	江波戸勝男君
37番	大木傳一郎君	38番	岩瀬藤作君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	實川豊治	主幹	佐久間正行
次長	若梅和巳	副主査	小野寺綾子
書記	川島誠二		

地方自治法第121条の規定による出席者

市長	江波戸辰夫君	助役	伊藤正勝君
収入役 職務代理者	増田誠君	秘書課長	角田道治君
企画課長	増田重信君	総務課長	那須章典君
財政課長	宇野健一君	税務課長	伊知地良洋君
市民課長	石橋春雄君	環境生活課長	古作和英君
健康管理課長	桑田政雄君	産業振興課長	加瀬健二君
都市整備課長	鎌形信雄君	建設課長	野口晴夫君
福祉課長	渡邊克浩君	高齢者支援 課長	柏熊明典君
市民病院 事務局長	飯島平一郎君	教育委員会 教 育 長	鈴木勘治君
教育委員会 学校教育課長	熱田恒雄君	教育委員会 生涯学習課長	鈴木憲一君
農業委員会 会長	片岡守君	農業委員会 事務局 長	布施勝敏君
監査委員会 事務局 長	越川寛君		

### 開議の宣告（午前10時02分）

○議長（及川新三郎君） おはようございます。

これより、去る9月13日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は38名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



### 諸般の報告

○議長（及川新三郎君） ここで申し上げます。

さきの本会議において資料請求があり、執行部と協議の結果、1、被保険者の負担見直しによる影響について、2、介護保険事業の実績分析の2件について配付することにいたしました。

よって、各議席に配付をいたしました。なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 配付漏れはなしと認めます。



### 付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告

○議長（及川新三郎君） 日程第1、日程に従いまして、これより各常任委員会に付託いたしました案件の議案第1号から議案第11号までの審査の経過と結果についてを一括議題といたします。

なお、去る9月6日に各常任委員会に付託いたしました議案の審査の経過と結果はお手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 配付漏れはなしと認めます。

これより各常任委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

荻谷進一君。

〔総務常任委員長荻谷進一君登壇〕

○総務常任委員長（荻谷進一君） おはようございます。

それでは、ただいまから総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る9月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平

成17年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の部、全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、実質収支に関する調書（一般会計）、匝瑳市の財産に関する調書（匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金、匝瑳市介護給付費準備基金を除く）。議案第6号 平成18年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部、全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費を除く）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第10号 匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例の制定について。議案第11号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての議案4件でした。

この審査のため、去る9月7日、午前10時から第3委員会室において、委員12名と執行部側から助役及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第1号 平成17年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の部、全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、実質収支に関する調書（一般会計）、匝瑳市の財産に関する調書（匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金、匝瑳市介護給付費準備基金を除く）について質疑に入りました。

質疑では、基金、地方交付税、合併特例債、財産処分等の状況や固定資産評価替え、市政への意見要望に関する事項について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議において認定すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成18年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部、全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費を除く）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正について質疑に入りました。

三位一体改革の影響に関する事項、市有地の売却に関する事項等の質疑があり、執行部より詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議において可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りま

した。

団員定数等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議において可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑に入りました。

広域ごみ処理焼却施設の予定地や構成団体について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議において可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わりにします。

○議長（及川新三郎君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

川口明和君。

〔文教福祉常任委員長川口明和君登壇〕

○文教福祉常任委員長（川口明和君） おはようございます。

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成17年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く）、第5款農林水産業費（第1項農業費、第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費）、第9款教育費、第10款災害復旧費（第3項文教施設災害復旧費）。議案第2号 平成17年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（国民健康保険特別会計）、匝瑳市の財産に関する調書（匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金）。議案第3号 平成17年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（老人保健特別会計）。議案第4号 平成17年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（介護保険特別会計）、匝瑳市の財産に関する調書（匝瑳市介護給付費準備基金）。議案第5号 平成17年度匝瑳市病院事業決算認定について。議案第6号 平成18年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち

第6目上水道費を除く)、第9款教育費。議案第7号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。議案第8号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算(第2号)について。議案第9号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案9件でありました。

この審査のため、去る9月7日、午前10時から第2委員会室において、委員12名と執行部側から教育長並びに関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成17年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費(第3項戸籍住民基本台帳費)、第3款民生費、第4款衛生費(第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く)、第5款農林水産業費(第1項農業費、第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費)、第9款教育費、第10款災害復旧費(第3項文教施設災害復旧費)について質疑に入りました。

質疑では、難病療養者給付金支給事業、乳幼児医療扶助事業、障害児保育事業、社会福祉振興基金、在宅介護支援センター運営事業費、外国青年招致事業、サタデースクール、児童クラブ、八日市場ドームの利用、児童虐待防止ネットワーク、教育問題の相談等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で認定すべきものと決しました。

次に、議案第2号 平成17年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書(国民健康保険特別会計)、匝瑳市の財産に関する調書(匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金)について質疑に入りました。

質疑では、国保資格証明書と短期被保険者証について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で認定すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成17年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書(老人保健特別会計)について質疑に入りました。

質疑では、医療諸費等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で認定すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成17年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書(介護保険特別会計)、匝瑳市の財産に関する調書(匝瑳市介護給付費準備基金)について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で認定すべきものと決しました。  
次に、議案第5号 平成17年度匝瑳市病院事業決算認定について質疑に入りました。

質疑では、人間ドック、病院内での会議の持ち方、病院内施設の改善、地域医療連携協議会の後援、歴代病院長、診療科目等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で認定すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成18年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第6目上水道費を除く）、第9款教育費について質疑に入りました。

質疑では、身体障害者福祉に係る事業の継続、改善を求める陳情の経過、地域生活支援事業、乳幼児医療扶助事業、小学校施設整備事業等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入りました。

質疑では、共同事業拠出金、出産育児一時金、高齢者の医療、負担等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入りました。

質疑では、地域密着型介護サービス、介護予防サービス給付費、福祉用具購入費、地域包括支援センター、高額介護サービス等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決すべきものと決しました。  
なお、昼食時、匝瑳市野栄学校給食センターを視察しましたことを報告いたします。

以上で、文教福祉常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わりにいたします。

○議長（及川新三郎君） 文教福祉常任委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

鵜之沢孝夫君。

〔産業建設常任委員長鶴之沢孝夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（鶴之沢孝夫君） おはようございます。

産業建設常任委員会の経過と結果について御報告いたします。

去る9月6日の本会議で、当委員会に付託された案件は、議案第1号 平成17年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費を除く）、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）。議案第6号

平成18年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第6目上水道費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、以上の議案2件でありました。

このため、去る9月8日、午前10時から第3委員会室において、委員13名、執行部側から関係課長等の出席を求め、委員会を開催しました。その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成17年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費を除く）、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）について質疑に入りました。

質疑では、八日市場駅南口広場事業の進捗状況及び負担金について、交通安全協会の委託料、上水道、ごみ処理広域化推進協議会、合併浄化槽にかかわる事項、さらに農林水産業費、土木費事項について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議において認定すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成18年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第6目上水道費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費について質疑に入りました。

質疑では、千葉のオリジナルブランド産地づくり支援事業、農業後継者支援対策事業及び都市計画事業について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議において可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（及川新三郎君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告が終わりました。



#### 委員長報告に対する質疑

○議長（及川新三郎君） 日程第2、これより質疑に入ります。ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。



#### 議案（第1号—第11号）に対する討論

○議長（及川新三郎君） 日程第3、これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

なお、討論は議案第1号から議案第11号までを一括して行います。

初めに、議案第1号、議案第5号及び議案第9号に対する原案反対者、田村明美さんの登壇を求めます。

田村明美さん。

〔10番田村明美君登壇〕

○10番（田村明美君） おはようございます。日本共産党、田村明美です。

市長より提案されました議案第1号から第11号の中で、議案第1号、議案第5号、議案第9号について反対討論をいたします。

まず初めに、議案第1号 平成17年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論です。

これは、本年1月23日から3月31日までの68日間の予算執行についての決算です。合併前の旧八日市場市及び旧野栄町における一般会計決算では、それぞれ通年予算が組まれていたため、当然に不用額が生じましたが、それは、基本的には匝瑳市予算の歳入第17款諸収入の雑入に歳計剰余金として計上されています。本決算の結果は、合併匝瑳市の平成18年度以降の財政状況の行方を示す重要な意味を持っている内容であると考えています。

当局より配付されました一般会計決算に係る参考資料、決算統計資料が、合併前と合併後の平成17年度1年間を通した決算統計となっているため、匝瑳市の今後の財政状況をも推察できるものとなっています。

そこで、平成17年度地方財政状況調査、決算統計における資料をもとに反対討論をいたします。

匝瑳市決算額は、歳入歳出とも旧八日市場市と旧野栄町と合併後の匝瑳市の決算の単純合算額から合併移行経費負担金や歳計剰余金などの重複する部分を控除したものが、地方財政状況調査決算統計であり、平成17年度1年間の決算状況を最も適切にあらわしているものと考えます。

平成17年度、通年の歳入決算額は148億2,547万2,000円、前年度比1.9%の増額でした。しかし、特徴としては、市税収入が0.8%増の36億528万8,000円、地方交付税は前年度比マイナス0.9%の42億1,629万4,000円、地方交付税を補うものとして認められている臨時財政対策債は前年度比マイナス23.2%の5億5,560万円、事業のための起債である共興小学校校舎改築事業債1億7,940万円、合併推進事業債5億6,010万円、これらによって歳入の主要な部分が成り立っていることから見ますと、前年度比1.9%増2億7,837万6,000円の増額を示した歳入決算額は、合併推進事業債5億6,010万円という新たな起債の影響によるものと考えられます。政府の三位一体改革方針に基づく政策からの地方交付税0.9%減、臨時財政対策債23.2%減が、匝瑳市の行政運営を圧迫していると見ることができます。

歳入の増額が起債によるものである一方、歳出は前年度比4億2,880万8,000円、3.1%増の143億7,192万4,000円になっています。大きな事業の終了等に伴う土木費の減少や、過去の事業費債務の償還終了に伴う公債費の減少がありながら、匝瑳市への合併に伴う経費支出が歳出額を膨らませました。

新市移行事業としての電算システム統合事業費6億9,598万7,000円、合併に伴う庁舎レイアウト変更工事費等により、総務費の総額は35.9%増の31億4,764万7,000円までに上っています。

また、消防費は合併に伴う消防団旗の整備等により3.2%、2,262万円の増額を示しました。平成17年度決算においては、合併に伴う新市移行事業経費の負担が重くのしかかっていると認識するものです。

平成8年度以降、10年間の財政の傾向を見てみますと、市税収入は平成9年度に比べ平成17年度は約4億5,000万円の減少になっています。さらに、普通交付税は平成11年度を境に減少しており、平成17年度は平成11年度と比べ約16億4,000万円も減らされています。

歳出についての傾向を見てみますと、平成9年度から平成13年度にかけては大型の公共事業に伴う支出額が影響して、決算額を大きく増大させていましたが、この10年間を見てみると、土木費は平成17年度は10年前の2分の1になっています。しかし、総務費は平成15年度以降、合併に向けて増加してきています。

また、性質別歳出では、扶助費が児童手当制度改定により増加傾向、投資的経費は、財源不足で減少傾向の特徴を示しています。

平成17年度、合併により匝瑳市となったところで経常収支比率は99.9%、これは県内36市中最低、また、財政力指数は0.491、県内36市中第33位と厳しい財政状況に陥っています。

財政調整基金は、平成9年度の27億円をピークにして、平成17年度末は約5億7,000万円へと8割減少しました。土地開発基金の取り崩しも行って一般会計へ繰り入れたため、土地開発基金は約1億円に減少しました。債務償還額が、今後の一般会計を脅かすことになる、市の債務残高、市債残高は、平成8年度よりも17億円近く増加しています。大型の建設整備事業債と臨時財政対策債、そして合併推進債の影響であります。このように、平成17年度匝瑳市決算から見る財政状況は、前途多難の様相を示しています。

しかし、今議会の市長答弁からは、財政困難を理由にして行政福祉サービスは拡充できないという方針を示された一方で、将来的な歳出負担に歯どめのない増大が懸念される大型公共事業についての積極的方針もうかがえ、執行部の市政運営に対するスタンスのあいまいさを改めて認識させられました。市政執行能力の危うさまでも感じざるを得ません。財政危機を乗り越えていくための一つの方法として、市・町の合併を進めてきた執行部の判断した結果が、合併直後の決算認定において早くも大きな財政上の誤算があったのではないかと問わざるを得ない状況が示されています。市・町合併は、もっと十分慎重にせよと提起してきた私ども日本共産党は、この平成17年度匝瑳市一般会計決算を認定することはできません。

以上をもって、議案第1号の反対討論といたします。

続いて、議案第5号 平成17年度匝瑳市病院事業決算認定について反対討論いたします。

この決算は、合併後の本年1月23日より3月31日までの病院事業の収支についてであります。病院の外来患者数は、この期間、1日平均355人、病床利用率は77.1%になっています。

匝瑳市監査委員の意見の中では、市民病院の経営を取り巻く環境は、政府の医療制度改革や新臨床医研修制度、介護保険法の改定等により、医師不足と医師不足を要因とした患者数の減少で非常に厳しくなっている。これまで、実施方針として掲げてきた市民総合病院経営健全化計画と市民総合病院あり方検討委員会の提言の実施などで経営改善をしてもらいたいというのが、匝瑳市監査委員の意見の中にありました。

私は、先日の一般質問の中でも指摘いたしました。平成15年1月に策定されました病院経営健全化計画は、平成17年度までの3カ年計画でありました。さらに、市民病院あり方検討委員会の提言書は、平成17年3月1日付で出されており、平成17年度が当然その方針の実施年度であります。市長は、平成18年度の病院運営についても、このあり方検討委員会の提言の実施を目指すと、これまで述べられてきました。

ところが、経営健全化計画の進捗状況の報告や実施後の総括は、平成17年度決算に当たって行われておらず、空中に葬られたまま突如として市長より、旭中央病院と匝瑳市民病院の経営統合を来年4月に行いたい旨の発言が、議会答弁においてありました。

ちなみに、参考までに述べさせていただきますと、旭市議会の本年9月定例会における旭市長及び旭市執行部の答弁からは、匝瑳市民病院と旭中央病院との経営統合の話はなく、医師不足を補うものとしての東総地域の医療連携の役割を旭中央病院が担っていきたいというような趣旨の答弁があったと聞いています。旭市長と匝瑳市長との間に、大きな認識の食い違いがあるのではないかと危惧するものです。

そういう観点から、平成17年度病院事業決算を見ても、市が病院経営を責任回避する傾向があらわれてきているのではないかとの見解を持たざるを得ません。

先日の一般質問の中でも申し上げましたように、匝瑳市民は、市民病院がこれまで地域に果たしてきた重要な医療活動の維持と継続、そして、より一層の医療活動の充実を切実に求めています。

国や県の医療費抑制政策のもとでの病院経営であるという条件の厳しさがありますが、住民の生命と健康を守るのは、地方自治体の任務であるという基本を中心に据えれば、病院機能の役割分担ではなくて、地域住民がいつでも安心してかかる病院づくりを目指して、匝瑳市としての方針と計画を立てることが必要ではないかと考えます。

以上、平成17年度匝瑳市病院事業決算認定につきましては、余りにも責任回避の強い決算内容であるということから、反対をいたします。

続きまして、議案第9号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について反対討論いたします。

このたびの匝瑳市国民健康保険条例の一部改正は、第5条の改正と第6条の改正で成り立っています。

第5条は、70歳以上の人が医療を受けたときに、保健医療機関や保険薬局に支払わなければならない医療費、薬剤費の自己負担割合について変更するものです。国民健康保険法施行令第27条の2で規定した所得額以上の人の場合に、本年、10月1日より10分の3に引き上げるというものであります。

また、第6条の改正は、出産育児一時金をこれまでの30万円から35万円に引き上げる改正です。第6条の改正については、匝瑳市内及び近隣の産院における出産費用に対応した金額への引き上げという適切な改正であるという点から、賛成するものであります。

そして、そのための補正予算の計上がなされている議案第7号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については賛成するものです。

しかしながら、この議案第9号の国保条例の第5条の改定は、基本的に年齢70歳以上で課税所得145万円以上の人について、この10月1日からは医療機関にかかったときの窓口負担を現役の勤労者と同じ3割負担にするというものであり、年金収入で家計を維持し、生活している高齢者にとって、大きな負担を与えることが明白であります。

執行部の答弁では、平成20年4月1日より、75歳以上を被保険者とする後期高齢者医療制度が開始される予定である。それまでの保険医療費自己負担割合であるということでした。

そして本日、執行部から、被保険者の負担見直しによる影響についてという、改正前、改正後の被保険者負担増額の比較表、負担増額表が資料として提出されました。そのことともあわせて述べさせていただきますと、市内の70歳以上75歳未満の人1,524名のうち96名がこのたびの改定の対象となり、その負担総額、被保険者の負担増額は135万7,565円、1件当たり1,476円の本人負担増が見込まれるということです。

また、後期高齢者である75歳以上の人で3割負担に変わる人は286名あり、本人負担増合計額812万8,739円、1件当たり3,535円の本人負担増が見込まれるということです。

高齢者は、老年者控除が廃止され、配偶者控除の見直しを受け、定率減税は今年は半減されました。来年からは、定率減税は廃止されます。これらのことによって、高齢者は収入は

変わらないのに課税所得が大きく引き上がるという事態にさらされています。年金収入は実質上減っているのに、まず、介護保険料が引き上げられ、年金から天引きされます。そして、所得税、住民税、国民健康保険税が引きあがり、その上で病院にかかったときの医療の窓口負担、また、保険薬局での薬剤費の窓口負担までが、現役勤労者と同じ3割負担になるということです。これでは、老人は早く死ねと言われているようだという率直な高齢者の感想、当然ではないでしょうか。

この自民党、公明党が国会で多数で採決し、そして実行に移されている自民党、公明党政府のひどいやり方を匝瑳市が無条件に容認し、追随することになるこのたびの匝瑳市国民健康保険条例改正案に反対するものです。

○議長（及川新三郎君） 田村明美さんによる議案第1号、議案第5号及び議案第9号の反対討論が終わりました。

続いて、議案第1号に対する原案賛成者、小川昌勝君の登壇を求めます。

小川昌勝君。

〔15番小川昌勝君登壇〕

○15番（小川昌勝君） 私は、議案第1号 平成17年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論を行います。

御案内のように、本案は、匝瑳市初の決算となる新市施行の平成18年1月23日から3月31日までの68日間に係る歳入歳出決算の調整を行ったものであります。

年度の途中、とりわけ年度の後半から予算執行という特殊なケースでありますので、個々の収支内容はもとより、平成17年度八日市場市及び野栄町の両決算と合わせながら、通年ベースの視点からも詳細に審査いたしました。

歳入では、地方特例交付金などのように、旧市町の決算をもって全額収入済みとしたものがある一方では、国庫支出金、県支出金、市債などについては、旧市町分も含め本決算において収入されております。

また、歳出におきましては、市内循環バス、野田・栄循環の創設などのように、匝瑳市において新たに実施した事業でもありますが、限られた執行期間の中で、ほとんどが旧市町で実施あるいは着手した事業を引き継いだものであります。

中でも合併関連経費において、決算システムの統合経費など旧市町から承継した事業が大半となり、総額7億1,800万円は、本決算の歳出総額の約18%を占めるところであります。

本決算における主な歳出の内容であります。この合併関連経費のほか、共興小学校改築

工事事業で2億7,000万円、九十九里地域水道企業団出資金等で1億600万円、児童手当給付事業で6,000万円、病院事業会計助成事業で4,500万円、生活保護扶助費で4,300万円、道路新設改良事業で3,700万円、消防組合負担金で3,700万円、合併処理浄化槽設置促進事業で2,700万円など、さきの6月定例会で認定した平成17年度八日市場市決算並びに野栄町決算において収入未済や未払いとなったものが、本決算において適正に執行、処理されております。

このように見てまいりますと、旧市町の打ち切り決算における未処理分を完遂されるとともに、匝瑳市の新しいまちづくり、着実な歩み出しにおいても十分な成果を上げるなど、本決算はもって平成17年度としての総括が行われました。

しかしながら、その一方では、国の決算統計に基づく平成17年度財政指標で、経常収支比率99.9%と県下36市中最も高い数値となり、平成16年度の旧市町の決算からも3ポイントほど上昇するなど、一段と財政構造の硬直化が進みつつあることが懸念されます。

新市建設計画にも示されておりますように、当面は、依然として厳しい財政状況が続くものと見込まれておりますが、人件費の削減等といった合併による財政効果は、中長期的視点で見込まなければなりませんので、現状の打開、そして財政の健全化に向けては、今後、予算の編成方法や執行のあり方、歳入の確保、対策などにおいても思い切った対策が急務であります。

江波戸市長におかれましては、大変ご苦勞と困難が伴うことが予想されますが、財政の健全化を最優先課題、喫緊の課題として、なお一層の行財政改革の推進に取り組まれますよう要望し、また、その手腕にご期待いたしまして、本議案に対する賛成者の一人として討論を終わりにしたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 小川昌勝君による議案第1号、賛成討論が終わりました。

続いて、議案第5号に対する原案賛成者、及川重幸君の登壇を求めます。

及川重幸君。

〔11番及川重幸君登壇〕

○11番（及川重幸君） 皆さん、おはようございます。

私は、市長より提案されました議案第5号 平成17年度匝瑳市病院事業決算認定について原案賛成の立場で討論を行います。

まず、平成17年度匝瑳市病院事業では、1月23日から新市となったわけですが、病院も23日から匝瑳市民病院と名称も変更し、新たな気持ちで職員も業務を遂行しているものと思

ます。

市民病院の運営状況を見ますと、外来利用者は、1月23日以降、2月、3月で1万7,332人、1日当たり355人の利用状況となっております。

平成17年度八日市場市病院事業では、外来の1日平均利用者は389.4人であり、それと比較しますと8.8%減少していますが、入院に関しては8,232人、病床利用率は77.1%となっており、平成17年度八日市場市病院事業での平均病床利用率70.3%より入院の利用状況が向上しております。

収支状況につきましては、純利益として6,140万8,500円が計上されております。介護老人保健施設では、介護保険法の改定もあり、厳しい状況とのことでしたが、838万4,203円の純利益が計上されています。

また、執行部におかれましては、あり方検討委員会の提言を受け、毎月末の職員総出の清掃作業、医師と看護師と病院職員と一緒に参加する患者さんへの糖尿病教室開催など、さまざま努力をしていると聞いております。

経営改善に向けて、医師を初め職員が一丸となって努力されていることに、深く敬意を表するものであります。

さらに、医師確保の問題についても、千葉大医学部はもとより各大学医学部へも足を運んで要請をし、ホームページにも掲載して医師の募集努力を行っているとの報告でありました。

しかしながら、医師研修制度により、大学でも医師が不足しており、全国的に病院の医師が不足状態であることから、大きな社会的問題になっております。

こういった中で、厚生労働省の医師の需給に関する検討会の中間報告、平成18年7月には、地方公共団体が設立運営する病院間においては連携体制を構築し、同一組織内のみならず地域内での医師の効果的な配置、相互の移動を実施することが期待されるとあります。

このように、医師確保問題は、一病院の問題として解決を図るのは困難な状況であり、広域的な枠組みとして医師の不足をとらえて解決しなければならないと認識しております。

執行部が、現在、取り組んでいる東総地域医療連携協議会での医師確保対策こそが、この問題を解決できる道であると確信しております。

以上の立場から、匝瑳市民病院の職員の皆さんには、より一層努力をお願い申しまして、本議案の原案賛成とするところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（及川新三郎君） 及川重幸君による議案第5号の賛成討論が終わりました。

続いて、議案第9号に対する原案賛成者、浅野勝義君の登壇を求めます。

浅野勝義君。

[4番浅野勝義君登壇]

○4番（浅野勝義君） 匠栄会の浅野でございます。

私は、市長より提案されました議案第9号 匠瑤市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険は、国民皆保険の基幹をなす制度でありまして、多くの国民の健康を支える重要な役割を担っております。しかしながら、その運営は、急速な少子高齢化社会の進展、医療の高度化等と相まって、厳しい運営を余儀なくされております。

このような状況を改善するために、平成18年6月に国民健康保険法等医療関係関連法案が国会で成立いたしました。70歳以上の被保険者で一定の所得のある方については、10月以降、従来の定率2割負担から現役並みの3割を負担いただくことになりました。

今回の改正は、お年寄りの健康に対する自覚や適正な受診を促し、さらには、高齢化社会の到来による急激な増加が見込まれる老人医療費について、現役世代と同等以上の収入がある高齢者の方には3割の負担をいただき、世代間で公平に負担するという観点のもとになされたものであります。低所得者にも1カ月当たりの自己負担額の限度額、減額等一定の配慮がなされていることから、やむを得ない改正と受けとめております。この改正により、国民健康保険制度の長期的安定を図り、長寿社会においても安心して老後の生活を託せる制度の確立を目指していくべきと考えます。

続きまして、従来、30万円が支給されていた出産育児一時金が、10月以降の出産から35万円に増額されました。さきにも述べましたように、少子化が社会問題化している今日、出産費用の負担軽減を図り、安心して出産のできる環境整備を推進するとともに、子育て家庭を支援するためにぜひ必要な改正だと受けとめております。

以上、申し上げましたとおり、国保会計の健全な運営と少子高齢化への寄与も図られることから、議案第9号 匠瑤市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の立場での討論といたします。

○議長（及川新三郎君） 浅野勝義君による議案第9号の賛成討論が終わりました。

続いて、議案第1号、議案第5号、議案第9号及び議案第11号に対する原案反対者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

〔37番大木傳一郎君登壇〕

○37番（大木傳一郎君） 皆さん、どうもご苦労さまです。

今議会は、今期最後の討論になるわけですが、私は、市民の立場に立って市民の叫びを代弁するというので、市長から提案された11件の議案、そのうちの4件に反対して討論を行いたいと思います。

まず第一に、議案第1号 平成17年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

まず第1に、反対の理由は、政府の三位一体改革のもとで、新匝瑳市はスタート直後から経常収支比率が99.9%に見られるように、匝瑳市財政は重大な財政危機に直面しています。市長は、去る昨年9月の議会でも、私の質問に対して、国を信用しないでだれを信用するんですかと答弁をいたしました。結局、市財政に痛みと市民の激痛に仕方がない、どうしようもない、市でフォローできないとある市会議員が発言しましたがけれども、それと結局同じ立場なのではないでしょうか。

第2に、市長は、そういう中でもだまされたと、二度とだまされないと声明しました。政府のやることに何でも賛成し、こう迎合する政治姿勢から、市民の立場に立ち、地方自治を守る政治姿勢の第一歩と私は評価をしています。

しかし、平成17年度の今度の決算に、その基本姿勢に立った打開への具体的な行動と施策が見られたでしょうか。十分な状態ではありません。

第3に、結果的には市財政危機をどう解決するかという形を見てみると、財政再建健全化プログラム、市の行革大綱あるいは病院については、病院の健全化計画、そしてさらに今後、集中改革プラン、この実行であり、結果的には政府の言いなりで市民にさらなる痛みを押しつける施策を展開しておりましたし、これからも展開しようとしている問題であります。

第4に、いまや匝瑳市としては、不要不急の事業を中止し、また先送りし、金をかけないで市民に喜びを与える事業の展開が課題になっていると思います。しかし、合併による大型事業の展開、せつかくの市長の思いを裏切るJRの八日市場駅整備もみどりの窓口を廃止、今月いっぱいでもしもしkaeruくんの券売機の案内人が廃止をされる。限りなく八日市場駅は無人化に突き進んでおりますし、貴重な市長の善良な気持ちでの財政投入も結果的には裏切られ、効果が薄れようとしている。

第5点として、市民負担増、増税で、市民の痛みはまさに限界に達しているのではないのでしょうか。税制改定で、平成17年度市民全体の負担増は3,900万円、平成18年度には1億

3,350万円、これが何と平成19年度には約4億円の増税が市民に押しつけられようとして決定されています。まさに生活困窮、経営破たんなどの市民に追い討ちをかける冷たい政治が進行しようとしています。

私は、こういう状況の中で、適正な減免制度の確立が急務であるということを強調したいと思います。

第7点として、こういう財政の状況の折に、社会福祉振興基金の活用の予定や計画もないという答弁でした。今こそ市民の社会福祉振興のために活用すべきではないでしょうか。

第8点として、防災無線の野栄地域での時報チャイムは、住民の意向を無視し、一方的に旧八日市場市に統一調整する、まさに住民不在の市政の典型ではないでしょうか。

第9点として、児童憲章を尊重し、匝瑳市教育委員会は、この地域の教育の振興に責任を持つべきであります。

しかし、匝瑳市の教育委員会は、校長に、現場に任せる、匝瑳市全体で児童憲章を掲示しているのは1校だと。私は、現在の教育現場でゆがみが広がり、弱者への痛みを痛みと感じない風潮、教育現場での荒廃は、このような憲法で定められた児童憲章を軽視するところから発生しているのではないかと、そのことを警鐘乱打したいというふうに思います。

児童憲章は、児童は人としてとどまらざる、社会の一員として重んぜられる、よい環境の中で育てられる、これから早急に児童憲章の掲示と徹底を強く要望したいと思います。

以上の9点の点で反対するものですが、決算の中に盛り込まれた各種の市民要望の実現に関連した決算にまで反対するものではありません。

次に、議案第5号 平成17年度匝瑳市病院事業決算認定について反対の討論を行います。

まさに最大の課題である医師確保に、本格的な真剣真つすぐな方針と具体策が結果的に確立されていない。市長と院長の個人的な努力では、もう突破できません。いまや深刻な段階に到達しているわけですから、私が強調しているように、あらゆる分野の方々が結集して、集団の力で医師確保するための努力に全力を傾けるべきであります。

第2に、この10月から、70歳以上の現役並みの所得高齢者が3割負担になります。それから、10月からホテルコスト、食費の負担あるいは高額療養費の限度額の引き上げ、まさに高齢者を病院から追い出す具体化が始まっているということでもあります。

第3に、市民病院にこそ合併特例債を活用すべきだということを私は強調し続けてきましたし、これからも強調したいと思います。しかし、何やかんや消極的であるということでもあります。

第4に、政府の病院再編、統合、医療改革にいまやどっぷり入ろうとしています。厚生労働省の患者軽視、保険会社の利益のための改革、医療のアメリカナイズ化のモデル事業、これをまさに東総地域医療連携協議会の名のもとで、今、そこに突き進もうとしております。

先ほども賛成討論の中で、この検討こそが解決の道と言いましたけれども、実際に東総医療連携協議会の当匠瑳市市民病院内での協議や検討がないままのスタートではないでしょうか。これは、現場での合意もなく必ず後で大問題になる進め方だと、このように私は警鐘乱打しておきたいと思います。

そしてさらに、市民への一言の説明もないままに強引に進めようとしています。これは、市民の中に医療に対する要望が、願いが大きいだけに、これから大きく市民の中に不安が広がる、懸念が広がる、これは当然出てくることだと思います。

そしてもう1点は、余りにも急ぎ過ぎる、一部事務組合を来年度に発足、年内に結論を出す、早急に設立をする、こういうような議会にも十分な説明もないままにこんな大問題を進めるのは、まさに私は独裁的な、極めて危険な政治の運営が、今、始まろうとしている。我々議員が、我々議会がこれを認めるということであるならば、必ずそれは市民に犠牲と負担を与えることになってしまうのではないかと。

匠瑳市民病院のサテライト化は、慎重であるべきです。私は、いろいろ調べてみました。サテライト化では、全国的にはベッド数が減少を続ける、そして、今まで多くの疾患の患者を見ていた病院が、特定の軽い疾患の方しか見られないようになる、あるいは具体的には旭の中央病院だけが栄えて、匠瑳市市民病院がサテライト化し、最終的には撤退、閉院、さらに、この進行によって、旭中央病院のさらなる拡大強化で、匠瑳市民の、匠瑳市の財政に大きく財政負担がのしかかる。結果的には、匠瑳市民の命と健康のセンターとしての役割が縮小されて、市民の命と健康が危ぶまれる事態が、この東総医療連携協議会の中で、そうでなければ、堂々と我々議会にもその全容を早急に明らかにすべきです。それを明らかにしないままにどっぷりそこにつかった厚生労働省の言うがままの医療の再編、病院の再編が、今、急ピッチで進められようとしているのは、大変な事態、深刻な問題であるということを強調しておかなければなりません。

議案第9号 匠瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、先ほど田村議員から詳しく内容が報告されましたので、私は詳しくは申しません。ただ、今度の条例改正で、耐えがたき高齢者いじめへの第一歩が始まると、これを果たして許していいかどうか。そして、それだけでなく市民税や国保税への跳ね返りが進んで、結

果的には前期、後期の全高齢者に大きな負担を押しつける、厳しさを高齢者と患者、適正な負担を求めるといふ美名のもとで、世代間の公平を図るといふ美名のもとでこれを強行しようとしている。これはまさに私は、匠瑤市の国民健康保険事業の長期的な、先ほど安定と言いましたけれども、長期的な危機をつくり出す道のりだと、道へ踏み込んだと。そして、匠瑤市の国保事業の破綻への大きな歩みをまた進めようとしているということでもあります。今や匠瑤市の国保事業の滞納は7億9,000万円、このことによって、今度の改定によって、もつとこれが毎年、毎年ふえ続ける結果を招くことは明白だと、このように思います。

高齢者にこんなに痛みを押しつけていいのでしょうか。私は、今度の改定には賛同できません。ただ、出産育児一時金引き上げについては、これは当然であり、賛成するものであります。

次に、議案第11号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、反対をいたします。

この議案は、結果的には、東総広域市町村圏事務組合で大型ごみ処理施設の建設を見込んだ改定であるということでもあります。そして、今、ごみ問題というのは、日本のごみ処理のあり方が世界的に温暖化の問題を中心にしながら問題視されている中で、結果的にごみはすべて燃やすという立場です。今、世界的に、国内でもそうですが、リサイクル、再資源化、循環型の処理、そういう社会への結果的には逆行に走る姿勢がここにあるということです。

そしてさらに、上意下達的で、我々匠瑤市議会、我々個々の議員にこの問題での内容説明がないままに、これを一方的に強行するわけです。まさに議会制民主主義の挑戦だと。議会や市民への説明責任が全くない、そういうままの一方的なスタートだということです。

来年4月に、この東総広域市町村圏事務組合で、住民の声が届かないような状態の中でのスタートを進めようとしていると。まさに依然、計画書が出ていない。11月ごろに計画書ができる、その後に我々議員に見せることができるでしょうと。ここには、今期で勇退される議員もいるわけです。心からそういう問題をやっぱり心配している人がいるわけですから、そういう計画内容が明らかにされない状態でこういう規約を改定するという、何でも賛成しろと、まさに強引な手法、私は、こういうようなことを許すわけにはいきません。

以上、4点にわたっての討論を終わります。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君による議案第1号、議案第5号、議案第9号及び議案第11号に対する反対討論が終わりました。

続いて、議案第11号に対する原案賛成者、石毛好郎君の登壇を求めます。

石毛好郎君。

〔31番石毛好郎君登壇〕

○31番（石毛好郎君） 御苦労さまです。

市長より提案されました議案第11号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ただいま大木議員の方から反対の立場の討論がございましたが、私は賛成の立場で討論を行います。

今日まで、東総地区広域市町村圏事務組合は、構成市町の発展を願いながら多くの事業に取り組み、成果を上げてまいりましたが、一般廃棄物の処理の問題は、これから将来を含めて組合最大の課題であります。確かにごみ対策の長期的な目標は、先ほど大木議員の方からも詳しく申されましたが、循環型の経済システムの構築であり、また、当面、ごみの減量とリサイクル化は、国民的な課題であります。したがって、今日では、ごみの減量やリサイクル化については、多くの国民に理解され、実施されているところではありますが、国が定めた減量の目標については、達成どころか、現在もごみはふえ続けているのが現状であります。

ごみの処理には、大木議員も御承知のとおり、ダイオキシンという猛毒の化学物質を排出します。現在、東総圏内の施設は、国の定めた基準値を下回っていますが、匝瑳市も含めて各施設は老朽化しており、といて、現在の情勢で単独で事業化は、財政的にも極めて無理であり、特に小規模な市町村においては、発生するごみの量が少ないことから、24時間ごみを焼却することが困難なため、このダイオキシンの発生は防げないところであります。

したがって、東総地区の構成市町が連携をして、焼却施設の整備は当然のことであります。

今回の規約改正については、これから将来の匝瑳市のごみ問題解決のためのものであり、私は、本議案に賛成の立場を強調しながら、私の賛成討論を終わります。

○議長（及川新三郎君） 石毛好郎君による議案第11号の賛成討論が終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。



### 議案（第1号—第11号）の採決

○議長（及川新三郎君） 日程第4、これより議案の採決をいたします。

ただいまの出席議員数は37名であります。

議案第1号 平成17年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。

議案第2号 平成17年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり認定されました。

議案第3号 平成17年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり認定されました。

議案第4号 平成17年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり認定されました。

議案第5号 平成17年度匝瑳市病院事業決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

議案第6号 平成18年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、本案に対する各委

員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町

村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案に対する委員長  
の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を  
求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり  
可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11時36分 休 憩

---

午後 2時00分 再 開

○議長（及川新三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。千葉県弁護士会会長より、上限金利引き下げに  
おける特別措置に反対する緊急会長声明が発表され、声明文が送付されましたので、休憩中  
に議会運営委員会にお諮りし、その写しを各議席に配付することといたしました。

なお、緊急会長声明文（写）の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 配付漏れはなしと認めます。

---

#### 日程の追加

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。本日、大木傳一郎君より、発議案として、発議  
案第1号 北朝鮮ミサイル発射に強く抗議する決議について、1件の提案がありました。

休憩中に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、本  
発議案1件について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議  
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案1件について、本日の日程  
に追加し、議題とすることに決しました。

なお、発議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 配付漏れはなしと認めます。



発議案（第1号）の上程—採決

○議長（及川新三郎君） 発議案第1号を議題とします。

お諮りいたします。発議案の朗読を省略して、直ちに提出者から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。よって、これより発議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めることに決しました。

発議案第1号について、本案提出者、大木傳一郎君から提案理由の説明を求めます。  
大木傳一郎君。

〔37番大木傳一郎君登壇〕

○37番（大木傳一郎君） 皆さん、御苦労さまです。

では、発議案第1号 北朝鮮のミサイル発射に強く抗議する決議について  
上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年9月15日提出

匝瑳市議会議長 及川新三郎様

提出者	匝瑳市議会議員	大木傳一郎
賛成者	匝瑳市議会議員	佐藤正雄
〃	〃	佐瀬公夫
〃	〃	椎名嘉寛
〃	〃	浅野勝義
〃	〃	石毛好郎
〃	〃	及川重良
〃	〃	石田勝一

提案は、案文をもって提案にかえさせていただきます。

北朝鮮のミサイル発射に強く抗議する決議（案）

わが匝瑳市は平成18年1月23日に合併し、平成18年6月2日に「匝瑳市平和都市宣言」を告示した。

宣言は「私たち匝瑳市民は、生命の尊厳を深く認識し、将来にわたってわが国の非核三原

則が堅持されるとともに、平和を脅かす核兵器の廃絶と世界の恒久平和の達成のため努力することを決意し、ここに「平和都市」を宣言します」と表明しています。

宣言の1カ月後の7月に、北朝鮮は7発の弾道ミサイルを発射した。世界各国が北朝鮮のミサイル発射に強い懸念を表明している中で発射に踏み切ったことは、国際ルールに違反し、北朝鮮が交わした国際的な合意にも違反する行為です。

北朝鮮は今回のミサイル発射を事前通告なしに行いました。これは、日本海やその上空を航行中の船舶や航空機に重大な危険を及ぼす行為です。北朝鮮も加わっている国際民間航空条約や国際海事機関条約で国際ルール上事前通告が義務づけられており、今回の行為はそれを無視するものです。

北朝鮮は、日本との間で確認した「日朝平壤宣言」で、ミサイル発射のモラトリアム（凍結）を2003年以降も更に延長していくことを表明しています。

また「米朝共同コミュニケ」では全ての長距離ミサイルを発射しないことをアメリカ側に通報している。

このような国際的合意から照らしても、北東アジア地域の平和と安全を脅かす行為であり、北朝鮮によるミサイル発射と拉致問題の未解決に強く抗議するものである。

よって、政府は、国際ルールを北朝鮮に守らせるために、国連安全保障理事会に働きかけること、一定の経済措置を含めて適切な措置を取ることを強く要請する。

以上、決議する。

平成18年9月15日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様

総 務 大 臣 竹 中 平 蔵 様

外 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

防 衛 庁 長 官 額 賀 福 志 郎 様

ぜひ平和宣言都市として、皆さんの御賛同をいただき、採択されますように心からお願いして、提案にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（及川新三郎君） 発議案第1号の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました発議案1件の審議について、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全員審議とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案1件については全員審議とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

発議案第1号 北朝鮮ミサイル発射に強く抗議する決議についてを議題といたします。

質疑を許します。

江波戸勝男君。

○36番（江波戸勝男君） 提出者にお尋ねをしたいと思いますが、これは匝瑳市議会のみでなくて、周辺の市や町にも同じような内容の提案がなされるという、また、なされたという、この辺の周辺の状況について、もし把握をしておれば、教えていただきたいなど。共産党として各市や町、ほとんどの議会にこれを出すという、そういうようなことになっているのかどうか、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） 周辺の状況については、私も十分調査はしておりません。ただ、今度やっぱり新市となった香取市で、あれは6月の議会はおかしいな、何か議決をしたという話は聞いております。

さらに党としてどうか、どこでもこういう形で提案するのかというのは、党として提案するということは方針としては持っていません。それぞれの地域で、例えば共産党が出す場合もあるし、そのほかの会派の方が出したところもあるし、全国的にはかなりのところで、これと似たような形の決議がなされているという情報は掌握はしているわけですが、そういうことでいいでしょうか。

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑はありませんか。

岩瀬藤作君。

○38番（岩瀬藤作君） 私は、この内容的にはもっともだと思うけれども、お隣の大木議員は、常に共産党を代表してというような意味で、当然だろうと思うけれども、そういう意味で、周辺はないけれども、それよりも党としていかがですかということをお尋ねいたします。私は、内容的にはこれは当然だと思うけれども、党としていかがですかと。大木議員のことだから、党の方針どおりに進んでいるとは思いますが、その辺をしかと確認をいたしたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） ちょっと共産党に対する誤解があると思うんですが、日本共産党

は、北朝鮮の労働党とは約30年近く交流がないわけです。それはなぜかという、日本共産党に対して、このミサイル攻撃と同じように大変不当な、無法な攻撃を加えてきているわけです。ですから、日本共産党としては、ああいうような一党独裁及び憲法にも、後継者を決めてしまうというような、本当の民主主義に反するようなああいう体制については、あれは決して正当な社会主義国ではないと。あれはかなりゆがんだ、間違った体制だと。本来の社会主義、共産主義というものはああいうものではないと。ですから、当然、ああいうふうな体制というのは、旧ソビエトと同じように国民から見放され、崩壊する運命にあるというふうに思い、日本共産党は、ああいうやり方ではなく、まさに自主独立、常に国民の立場、その利益をもって活動している政党ということで、党としていかがですかと、こう聞かれたんですが、ああいうような不当なことを許さない政党として、やっぱり断固、これからも拉致問題やそのほかのいろいろな問題で正しい立場に立って言うべきことは言う、どんな大国であれ言うべきことは言う、こういう立場であることを皆さんも御理解していただきたいと、このように思います。

○議長（及川新三郎君） 岩瀬藤作君。

○38番（岩瀬藤作君） 誤解はしておりません。そういうことならば、なおさらのこといいんじゃないかというふうに思いますけれども、別に誤解したから発言するんじゃないです。常に共産党を代表してということでこの問題に取り組むということであるから、確認の意味でね、誤解はしないですよ。

以上。

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。発議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。

これをもって、発議案第1号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略し採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。

これより発議案の採決に入ります。

ただいまの出席議員数は36名であります。

発議案第1号 北朝鮮のミサイル発射に強く抗議する決議について、本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 起立多数、賛成多数であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議案第1号、1件については、意見書の提出でありますので、地方自治法第99条の規定により関係行政機関に提出いたします。

お諮りいたします。ただいまの意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理については、議長に一任することに決しました。



#### 日程の追加

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。匝瑳市農業委員会委員が、平成18年7月19日をもって任期満了となっております。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、市長は市議会の推薦を受け、農業委員会委員の選任をすることになります。

この際、この推薦を本日の日程に追加し、議題としたいと思います。

なお、本件については、議会運営委員会にお諮りし、事前に了承を得た事項であることを申し添えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。よって、匝瑳市農業委員会委員の推薦についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。



#### 匝瑳市農業委員会委員の推薦について

○議長（及川新三郎君） 匝瑳市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

本件は、選挙によって選任された委員のほか、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、学識経験を有する者4人以内を議会において推薦するものであります。

お諮りいたします。推薦の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) 御異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選で行うことと決しました。

お諮りいたします。ただいまの指名推選については、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。

そのまま暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休 憩

---

午後 2時20分 再 開

○議長(及川新三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

休憩中に、指名一覧表を各議席に配付いたしました。

なお、配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) 配付漏れはなしと認めます。

議会が推薦する農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による学識経験を有する者に、別紙、指名者一覧表のとおり、伊藤直毅君、川口美子君、佐瀬安洋君、萩原幸雄君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方々を、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会の推薦する学識経験を有する者と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) 御異議なしと認めます。よって、伊藤直毅君、川口美子君、佐瀬安洋君、萩原幸雄君、以上のとおり、4名の方々を農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会の推薦する学識経験を有する者と決しました。

したがいまして、以上4名の方々を匝瑳市農業委員会委員として推薦いたします。

以上をもって、匝瑳市議会が推薦する匝瑳市農業委員会委員の推薦を終わります。



### 閉会について

○議長(及川新三郎君) お諮りいたします。今期定例会に付議された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) 御異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することと決しました。



### 議長あいさつ

○議長(及川新三郎君) ここで、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る9月1日に招集されて以来、会期15日間にわたり、提案されましたすべての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位並びに執行部の皆様方の深い御理解と御協力の賜物と深く感謝を申し上げますところであります。

さて、議場においてこの議員構成で皆様と顔を合わせることも、本日をもって最後になるものと思われませんが、匝瑳市誕生以来、皆様方の力強い御支援、御協力によりまして、議会運営が円滑に本日まで進められましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

来るべき10月31日をもって任期満了とするものでありますが、今回、市議選に再出馬を予定しております議員各位におかれましては、格段の御奮闘をお祈り申し上げる次第であります。

また、今期をもって勇退されます各位におかれましては、健康に十分留意されまして、匝瑳市発展のために、今後とも御指導、御協力を切にお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



### 閉会の宣告

○議長（及川新三郎君） これにて匝瑳市議会平成18年9月定例会を閉会いたします。

午後 2時25分 閉 会